



解説「高齢者虐待防止法」

◇◇高齢者虐待防止法の成立

かねて立法化が望まれていた高齢者虐待の防止に関する法律は、通常国会では解散により一旦廃案となったが、解散後の特別国会において、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」として2005年11月1日に成立した（2006年4月1日より施行）。児童虐待防止法、DV法に続き、高齢者虐待についても防止法が成立したことになる。高齢者虐待は介護の負担や介護疲れがその大きな原因とされていることから、高齢者虐待の防止（発見、通報、保護等）だけでなく、養護者に対する支援も盛り込まれることになった。

◇◇高齢者虐待防止法の概要

高齢者虐待は、家庭内におけるもの（養護者による高齢者虐待）と施設内におけるもの（養介護施設従事者等による高齢者虐待）があるが、ここでは主として前者について法律の内容を紹介し、後者について補足する。

1. 定義関係

- ① 高齢者 65歳以上の者（介護を必要としない自立者も含まれる）
- ② 養護者 高齢者を現に養護する者（在宅高齢者の世話・介護をする親族等）
- ③ 養護者による高齢者虐待（経済的虐待以外の虐待と経済的虐待に区分される）
 - i)（経済的虐待以外の虐待）養護者の高齢者に対する以下4種類の行為一児童虐待に準じた類型である。
 - ・（身体的虐待）高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ・（心理的虐待）高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与えるような言動を行なうこと。

- ・（性的虐待）高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ・（介護放棄）高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による上記の行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
- ii)（経済的虐待）養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 養護者による高齢者虐待の防止、養護者への支援

- ①（通報）養護者による高齢者虐待を発見した者は、速やかに市町村に通報するように努めなければならない（努力義務）、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない（義務—罰則はなし）。
- ②（通報後の措置）市町村は、当該高齢者の安全の確認その他事実の確認を行なう。必要に応じて一時保護のため高齢者を老人短期入所施設への入所等の老人福祉法の規定による措置を講じ、（市町村長は）適切に法定後見開始等の審判の請求をする。
- ③（立入調査）市町村長は、高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるときは、地域包括支援センターの職員等をして、当該高齢者の住居又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合、市町村長は警察署長に対して援助を求めることができる（正当な理由なく立入調査を妨害する行為をした者は30万円以下の罰金が科せられる）。
- ④（養護者の支援）市町村は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、助言、指導その他必要な措置を講ずる。

3. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

虐待の定義は、養護者による高齢者虐待の場合と同

じである。

養介護施設従事者等には、高齢者虐待を発見した場合は（高齢者に生命、身体に重大な危険が生じていない場合でも）通報義務が課される。通報が虚偽であるか、過失によるものである場合は、法律による守秘義務は免除されない。

市町村長・知事は、老人福祉法・介護保険法により養介護施設の業務および養介護事業について監督権を有するので、適切にその権限を行使するものとされる。

4. その他

弁護士は、医療や福祉の関係者とともに、職務上、高齢者福祉に関係ある者として、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるべきものとされ、また国・地方公共団体による啓発活動や高齢者保護の施策に協力すべきものとされている。

（高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員
橋場 隆志）
